

## DVで悩んでいる方はお電話ください

### 配偶者暴力相談支援センター

●月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

山形県福祉相談センター (婦人相談所) ☎023-627-1196

山形県村山総合支庁生活福祉課 ☎0237-86-8212

山形県最上総合支庁子ども家庭支援課 ☎0233-29-1274

山形県置賜総合支庁福祉課 ☎0238-26-6030

山形県庄内総合支庁子ども家庭支援課 ☎0235-66-4759

### 子ども女性電話相談(山形県福祉相談センター)

●毎日 8:30～22:00 (年末年始を除く) ☎023-642-2340

### 女性の人権ホットライン

●月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) ☎0570-070-810

### 県男女共同参画センター「チェリア」

●火～金 9:00～17:00 ☎023-629-8007  
●土・日・祝日 13:00～17:00  
(第3日曜日、年末年始を除く)

### 警察安全相談

●24時間 ☎023-642-9110 #9110 または

### 法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

●月～金 9:00～21:00 ☎0570-079714  
●土 9:00～17:00  
(祝日、年末年始を除く)

### 特定非営利活動法人サポート唯

●金 11:00～15:00 ☎023-646-0085  
☎090-2366-8467  
(祝日、年末年始を除く)

—あなたのお近くの相談窓口をお答えします(自動音声)—

### DV相談ナビ

●24時間 ☎0570-0-55210

! 生命の危険を感じたときは **110番へ**

## 山形県子育て推進部

子ども家庭課 / 青少年・男女共同参画課

〒990-8570 山形市松波2-8-1

TEL: 023-630-2267 (子ども家庭課) FAX: 023-632-8238

TEL: 023-630-2727 (青少年・男女共同参画課) FAX: 023-632-8238

作成協力: 特定非営利活動法人サポート唯  
エンパワメント山形



**DV**について  
ドメスティックバイオレンス

# 配偶者や恋人は あなたを 大切にしていますか?



**山形県**

山形県人権啓発活動ネットワーク協議会

## DV (=Domestic Violence) ってなに?

一般的に、配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のことをいいます。

DVには、身体的な暴力だけでなくさまざまな暴力があります。

### 身体的

- 殴る
- ける
- 突きとばす
- 物を投げつける
- 刃物をつきつける

### 精神的

- 大声でどなる
- ののしる
- 無視する
- 大事なものをこわす
- 殴るふりをして脅す

### 経済的

- 生活費を渡さない
- 「誰のおかげで食べていけるんだ」という
- 外で働くことを許さない

### 性的

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 無理やりポルノなどを見せる
- 中絶を強要する

### 社会的

- 外出や親戚・友人とのつきあいを制限する
- 行動を監視する
- 電話や手紙を細かくチェックする

### 子どもを巻きこむ

- 子どもに悪口を吹き込む
- 子どもを取り上げると脅す
- 子どもの前で暴力をふるう

## デートDVとは?

DVのなかでも、結婚していない若い恋人同士の間で起こるDVを「デートDV」と呼んでいます。

束縛や嫉妬による暴力は、愛情ではありません。

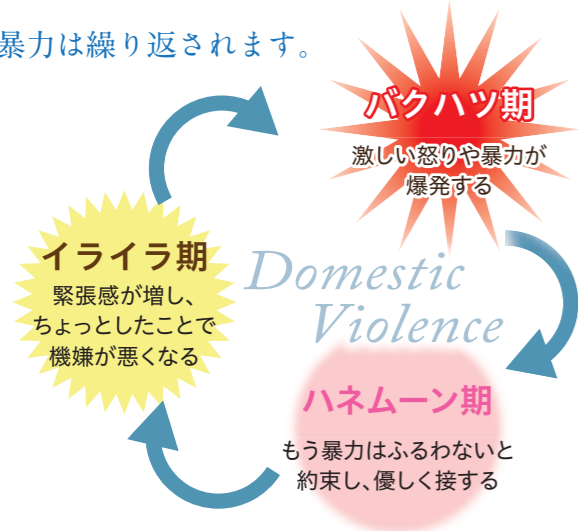
## 心当たりはありませんか?

- 相手に従わないと怒る。
- 「お前は何もできない」、「バカ」などと言う。
- 頻りに電話やメールがきてすぐ対応しないと怒る。
- どこへ行くか、何を着るかなどを指示する。
- 携帯電話のメールや通話履歴をチェックする。
- ほかの人と仲良くしていると責める。
- 二人のことで勝手に一人で決める。
- けんかしたとき「お前が怒らせるからだ」と責める。
- 別れ話になると「自殺する」と脅す。
- 性行為を強要したり、避妊に協力しない。

これら全てはDV・デートDVにつながります。

## 暴力のサイクル

暴力は繰り返されます。



## DVがあたえる影響

暴力はあなたと子どもを深く傷つけます。

あなたの**心と身体**に与える影響

- 長時間気持ちが落ち込む
- 自分が悪いせいだと思ってしまう
- やる気がなくなる
- 友だちがいなくなる
- 不眠、頭痛や吐き気、身体のケガ
- ちょっとした物音や人影におどろく
- 望まない妊娠や中絶のおそれ
- 子どもへの虐待につながることも

あなたの**子ども**に与える影響

- 夜泣き
- 情緒不安定
- 学校へ行けなくなる
- 暴力的環境が非行につながることも

## DV防止法があなたを守ります

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」は、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための法律です。  
平成20年1月の改正DV防止法の施行により保護命令の拡充などが行われています。

### DV防止法の対象は

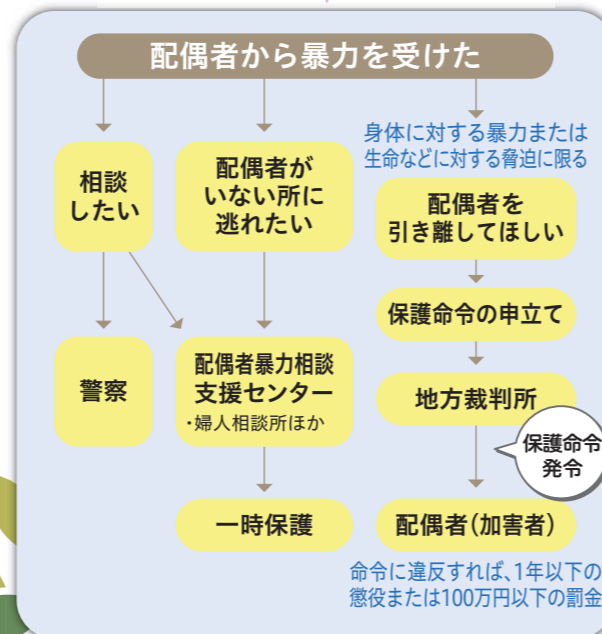
#### 配偶者

男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者\*も含まれます。  
※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

#### 暴力

身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力\*も含まれます。  
※保護命令は、身体に対する暴力または生命などに対する脅迫のみ対象

### 被害者支援の流れ



### 被害がひどくなる前に相談しましょう

配偶者暴力相談支援センターでは、相談や一時保護、保護命令の情報提供などの支援を行っています。あなたの身になってお話をうかがいます。  
※他にもさまざまな相談窓口があります。裏面をご覧ください。

### 配偶者(加害者)を引き離してほしいときは

身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けており、更なる暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所に申し立てると配偶者(加害者)に対し保護命令が出されます。

### 保護命令は次の種類があります

#### 被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまったり、住居、勤務先などの付近をはいかいすることを禁止  
※期間:6ヶ月

#### 被害者の子または親族等への接近禁止命令

被害者の子\*または親族など\*の身辺につきまったり、その住居、勤務先などの付近をはいかいすることを禁止  
※期間:被害者への接近禁止命令が発令されている間

#### 電話等禁止命令

被害者に対する一定の電話・電子メールなどの禁止  
※期間:被害者への接近禁止命令が発令されている間

#### 退去命令

被害者と共に住む住居から退去  
※期間:2ヶ月

※ 子:被害者と同居する未成年の子ども  
親族等:被害者の親族その他社会生活において密接な関係を有する者

## あなたが相談を受けたとき

DVは、社会全体で解決すべき問題です。  
あなたが相談を受けたときは、被害者の意思を尊重する必要がありますが、ひとりで悩まずに相談機関に相談するようすすめてあげましょう。



### あなたが相談を受けたり、身の回りでDVを耳にしたときは

- まず、話を十分きいてあげましょう。
- 「殴られてもいい人なんていないのよ。自分を責めないで」と声をかけましょう。

### 注意してね！あなたの何気ないひと言が被害者をさらに傷つけます・・・

- 殴るからにはそれなりの理由があるんじゃないの
- どうして……しなかったの

### ！ 緊急避難したいとき

暴力から逃れたいけれども、身を寄せる場所がない場合は、DV被害者とその子ども等が、緊急時に無料で利用できる公的な避難所(シェルター)があります。